

令和6年度第1回埼玉県児童福祉審議会

日時：令和6年5月8日（水）

15時～

場所：Web開催

1 開会

2 福祉部長あいさつ

3 審議事項等

- (1) 「埼玉県こども計画（仮称）」の検討体制、策定スケジュールについて
(資料2-1～2-3)
- (2) 「埼玉県こども計画（仮称）」の位置付け、骨子案について
(資料2-4～2-8)
- (3) 児童養護部会の審議経過について
(資料3)
- (4) 意見聴取部会所属委員の決定について
(資料4)
- (5) 認可部会の結果について
(資料5-1～5-2)

4 閉会

〔配布資料〕

別紙のとおり

【別紙】

〔配布資料〕

- 資料 1－1 埼玉県児童福祉審議会について
- 資料 1－2 埼玉県児童福祉審議会規則
- 資料 1－3 埼玉県児童福祉審議会委員名簿
- 資料 2－1 「埼玉県こども計画（仮称）」の検討体制
- 資料 2－2 「埼玉県こども計画（仮称）」策定作業部会員名簿
- 資料 2－3 「埼玉県こども計画（仮称）」策定スケジュール案
- 資料 2－4 「埼玉県こども計画（仮称）」の位置付け
- 資料 2－5 「埼玉県こども計画（仮称）」の構成イメージ
- 資料 2－6 こども大綱（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）の構成
- 資料 2－7 「埼玉県こども計画（仮称）」の骨子案（イメージ）
- 資料 2－8 令和 5 年度埼玉県こども計画（仮称）策定作業部会 議事概要
- 資料 3 埼玉県児童福祉審議会 児童養護部会 審議結果報告
- 資料 4 埼玉県児童福祉審議会 意見聴取部会所属委員（案）
- 資料 5－1 埼玉県児童福祉審議会 認可部会 審議結果報告
- 資料 5－2 埼玉県児童福祉審議会 認可部会審議結果報告 補足資料

埼玉県児童福祉審議会について

1. 設置根拠

- ・ 児童福祉法第8条第1項（都道府県児童福祉審議会）
- ・ 子ども・子育て支援法第72条第4項
- ・ 執行機関の附属機関に関する条例第2条第3項

2. 審議会の役割

- （1）児童、妊産婦及び知的障害児の福祉に関する事項の調査審議
- （2）児童及び知的障害児の福祉を図るため、芸能、出版物、玩具、遊具等を推薦し、それらを製作し、興行し、販売する者に対する必要な勧告
- （3）要保護児童に係る措置又は報告に対する意見
- （4）国、県、市町村以外の者が設置する児童福祉施設の認可に対する意見
- （5）児童福祉施設の設備又は運営が基準に達せず、かつ、著しく有害であると認められたときの意見
- （6）無認可施設に対する事業の停止又は施設の閉鎖を命ずるときの意見
- （7）里親の認定に関する事項
- （8）子ども・子育て支援事業支援計画に関する事項

3. 委員の任期

2年間（令和5年5月27日から令和7年5月26日まで）

4. 部会の設置

（1）児童養護部会

〔審議事項〕

- ・ 児童相談所の措置に関する事項
- ・ 被措置児童等虐待への県の措置に関する報告
- ・ 里親の認定に関する事項

（2）意見聴取部会

〔審議事項〕

- ・ 措置の実施及びその実施中の処遇に対する児童の意見・意向に関する事項

（3）認可部会

〔審議事項〕

- ・ 保育所、幼保連携型認定こども園の認可等に関する事項

埼玉県児童福祉審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和二十八年埼玉県条例第十七号)第六条の規定に基づき、埼玉県児童福祉審議会(以下「審議会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内をもって組織する。

(委員)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第四条 臨時委員の任期は、特別の事項を調査審議する期間とする。

(委員長及び副委員長)

第五条 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。
2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
2 審議会は、委員及び当該議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
3 審議会の議事は、出席した委員及び当該議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
5 委員及び臨時委員は、審議会の議決により当該議事に直接の利害関係を有すると認められたときは、その議決に加わることができない。

(部会)

第七条 審議会に、次の表の下欄に掲げる事項を調査審議するため、同表の上欄に掲げる部会を置く。

部会の名称	調査審議事項
一 児童養護部会	1 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下この号において「法」という。)第六条の四に規定する里親の認定に関する事項 2 法第二十七条第六項に規定する措置に関する事項 3 法第三十三条の十五第三項に規定する報告に関する事項
二 意見聴取部会	児童福祉法第十一条第一項第二号リに規定する児童の意見又は意向に関する事項
三 認可部会	1 児童福祉法第三十五条第六項に規定する保育所の設置の認可に関する事項 2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下この号において「法」という。)第十七条第三項に規定する幼保連携型認定こども園の設置等の認可に関する事項 3 法第二十一条第二項に規定する幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖の命令に関する事項 4 法第二十二条第二項に規定する幼保連携型認定こども園の認可の取消しに関する事項

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、その部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 審議会は、第一項の表の下欄に掲げる事項その他あらかじめ部会に付託した事項について、部会の議決をもって審議会の会議の議決とする。
- 7 部会長は、前項に規定する事項について、適宜その審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

(関係者の出席)

第八条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第九条 審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員及び当該議事に関係のある臨時委員の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第十条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する二人の委員が署名しなければならない。

(準用)

第十一条 第六条、第八条及び前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第六条第一項中「委員長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第十二条 審議会の庶務は、福祉部こども政策課において総括し、及び処理する。ただし、児童養護部会及び意見聴取部会の庶務は福祉部こども安全課において、認可部会の庶務は福祉部こども支援課において、それぞれ処理する。

(委任)

第十三条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十九年六月一日規則第六十三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十一年三月三十一日規則第五十二号)

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二十四年三月三十日規則第二十九号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二十五年十一月八日規則第六十三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十六年十月二十四日規則第七十六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十九年三月二十八日規則第二十号)

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則(平成三十年三月三十日規則第二十七号)

この規則は、平成三十年四月二日から施行する。

附 則(令和三年三月三十日規則第十号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和六年二月九日規則第三号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に委嘱された委員の任期は、第三条第一項の規定にかかわらず、令和七年五月二十六日までとする。

附 則(令和六年三月二十九日規則第三号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に委嘱された委員の任期は、第三条第一項の規定にかかわらず、令和七年五月二十六日までとする。

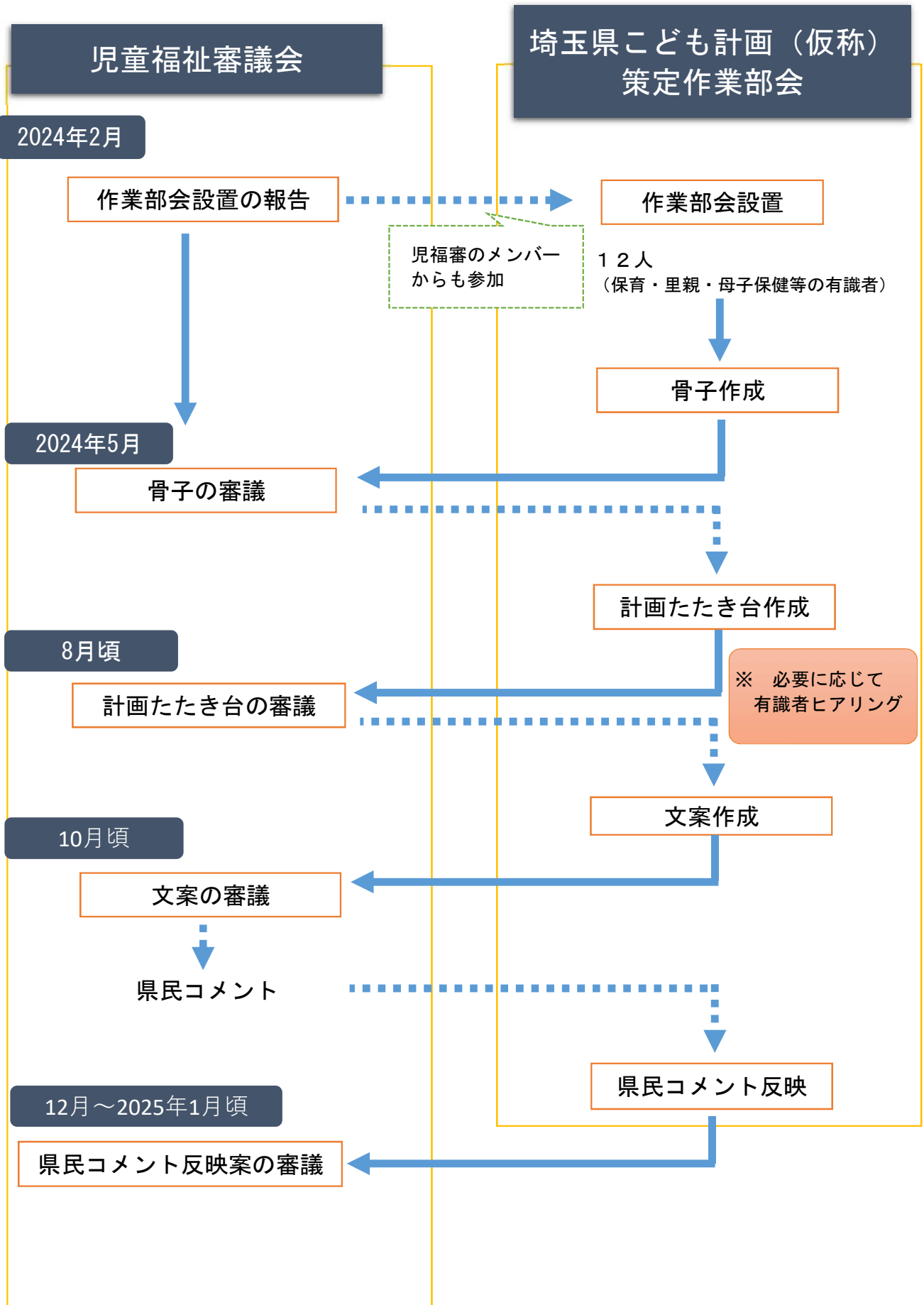
埼玉県児童福祉審議会委員名簿

令和6年5月1日現在

氏 名	所属等
逢澤 圭一郎	埼玉県議会議員
石丸 靖子	NPO法人さいたまユースサポートネット 就労支援事業 総括責任者
川澄 馨子	埼玉弁護士会
神山 幸恵	埼玉県保育協議会
坂本 仁志	埼玉県児童福祉施設協議会 人材確保委員長
清水 将之	公募
菅原 文仁	埼玉県市長会 戸田市長
鈴木 勝	埼玉県町村会 松伏町長
田口 伸	公益社団法人埼玉県社会福祉士会 事務局長
塚越 優子	全国認定こども園協会 埼玉県支部
寺藺 さおり	埼玉大学准教授
長根 亜紀子	医療法人社団俊睿会 いずみクリニック 院長
福田 由美子	埼玉県家庭教育振興協議会 理事
藤野 美佐子	埼玉県民生委員・児童委員協議会 理事
保角 美代	埼玉県里親会 理事長
本田 尚美	埼玉県ひとり親福祉連合会 常務理事兼事務局長
峯 真人	岩槻医師会 理事
若山 清和	全埼玉私立幼稚園連合会 副会長

(敬称略、50音順)

「埼玉県こども計画（仮称）」の検討体制



資料2-2

「埼玉県こども計画（仮称）」策定作業部会員名簿

		氏 名	所属等
1	青少年	★石丸 靖子	NPO法人さいたまユースサポートネット 就労支援事業 総括責任者
2	行政	黒澤 万里子	埼玉県福祉部こども政策課 課長
3	医療	小林 敏宏	埼玉県小児科医会 会長
4	児童福祉	★坂本 仁志	埼玉県児童福祉施設協議会 人材確保委員長
5	母子保健	佐藤 啓子	公益社団法人埼玉県看護協会 本会専務理事
6	こどもの居場所	東海林 尚文	一般社団法人埼玉県子ども食堂ネットワーク 代表理事
7	保育	★塚越 優子	全国認定こども園協会 埼玉県支部
8	学童	羽澤 憲治	埼玉県学童保育連絡協議会事務局次長
9	家庭教育	★福田 由美子	埼玉県家庭教育振興協議会 理事
10	里親	★保角 美代	埼玉県里親会 理事長
11	ひとり親	★本田 尚美	埼玉県ひとり親福祉連合会 常務理事兼事務局長
12	公募	横田 蒼	立教大学 コミュニティ福祉学部福祉学科

★…審議会委員

（敬称略、50音順）

埼玉県こども計画（仮称）策定スケジュール案

資料 2 - 3

項目	令和 5年度	令和 6 年度											
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
・ 議会												● 議案提出 (2 定)	
・ 児童福祉審議会			● 策定スケジュール 骨子案			● たたき台		● 計画案		● 県民コメント反映後の計画案			
・ 作業部会	● 策定スケジュール 骨子案			● たたき台 素案	● たたき台		● 計画案		● 県民コメント反映後の計画案				
・ 県民コメント等					● こども等意見交換				● 県民コメント こども等意見聴取				

「埼玉県こども計画(仮称)」の位置付け

この計画は、子育て支援に関連する次の法律等に基づく計画として位置付けています。

- ・こども基本法に基づく…………… 「都道府県こども計画」
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく…………… 「都道府県行動計画」
- ・子ども・子育て支援法に基づく…………… 「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく…………… 「自立促進計画」
- ・子供の貧困対策推進法に基づく…………… 「都道府県子どもの貧困対策計画」
- ・子ども・若者育成支援推進法に基づく…………… 「都道府県子ども・若者計画」
- ・厚生労働省通知に基づく…………… 「母子保健計画」、「社会的養育推進計画」

「埼玉県こども計画(仮称)」の構成イメージ

資料2-5

「埼玉県子育て応援行動計画」

基本理念 「すべての子供の最善の利益」を目指し、「子育て」「親育ち」の支援や地域全体での子育て支援を通じて、子供を生み育てることに希望を持てる社会づくり

施策の方向性

- 子どもを安心して生み育てられる環境を整備する
- 地域全体で子供と子育て家庭を応援する
- すべての子供の健全な成長と社会的自立を促す



「埼玉県青少年健全育成・支援プラン」

基本理念 子供・若者が誰一人取り残されず、夢や希望を持ちながら成長・活躍できる社会の実現

施策の方向性

- 全ての子供・若者の健やかな育成と自立支援（全ての子供・若者の健やかな育成、未来を切り拓く子供・若者の応援）
- 困難を有する子供・若者への支援（困難を有する子供・若者やその家族への支援、非行防止と立ち直り支援）
- 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支える環境の整備（子供・若者の健やかな成長のための社会環境の整備、子供・若者の健やかな成長を支える担い手の要請・支援）

勘案

こども大綱(12月22日閣議決定)を勘案し、以下の要素などを追加を検討

- ①こどもまんなか社会の実現
- ②社会参画や意見反映
- ③居場所づくり(こどもの居場所づくりに関する指針)
- ④共働き・共育での推進
- ⑤こども施策におけるEBPM
- ⑥こども政策DX
- ⑦こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革 など

こども大綱(令和5年12月22日閣議決定)の構成

資料2-6

こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通した重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- こどもの貧困対策
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

2 ライフステージ別の重要事項

- こどもの誕生前から幼児期まで
- 学童期・思春期
- 青年期

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

「埼玉県こども計画(仮称)」の骨子案(イメージ)

ライフステージを通した施策

ライフステージ別の施策

資料2-7

1 こどもの権利擁護、意見の反映

- (1) こどもの人権が尊重される社会環境づくり
- (2) こども等が意見を表明する機会の確保

2 居場所づくり、社会的活動の参画支援

- (1) こども食堂など切れ目のないこどもの居場所づくりの支援
- (2) 社会形成への参画支援

3 親と子の健康・医療の充実

- (1) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援
- (2) 医療提供体制の充実
- (3) 医療に係る経済的支援

4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

- (1) 「こどもの貧困」対策の推進
- (2) ひとり親家庭への支援
- (3) 障害などのあるこども・若者への支援
- (4) ヤングケアラーへの支援
- (5) ニート、ひきこもり、不登校等のこども・若者への支援
- (6) 一人ひとりの状況に応じた支援

5 児童虐待防止・社会的養育の充実

- (1) こどもを虐待から守る地域づくり
- (2) 社会的養育の充実

6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

- (1) こども・若者の自殺対策
- (2) インターネット対策の推進
- (3) こども・若者の性犯罪・性暴力対策
- (4) 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備
- (5) 非行防止と立ち直り支援

7 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進

- (1) こどもまんなか社会への機運醸成
- (2) こども政策DXの推進
- (3) こどもにとって安全・安心なまちづくりの推進
- (4) 子育てしやすい住環境の整備

8 結婚・出産の希望実現

- (1) 結婚を望む人への支援
- (2) 不妊・不育症に悩む人への支援
- (3) プレコンセプションケアの推進

9 「子育て」と「子育て」の支援

- (1) 家庭の子育て力の充実
- (2) 「孤育て」にしない地域の子育て力の充実
- (3) 質の高い幼児教育・保育の充実
- (4) 学校教育の充実
- (5) 自立的な子育ての支援
- (6) 子育てに係る経済的負担の軽減

10 未来を切り拓くこども・若者の応援

- (1) 若者の職業的自立、就労等支援
- (2) 若年者の経済的自立の支援
- (3) グローバル社会で活躍する人材の育成

11 こども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援

- (1) 分野横断的な支援人材の育成
- (2) 多様な担い手による持続的な活動の推進

12 ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進

- (1) 企業による働き方改革の推進、社会全体の気運醸成
- (2) 共働き・共育ての推進、男性の家事・育児の促進

令和５年度埼玉県こども計画（仮称）策定作業部会 議事概要

【日 時】 令和６年３月２７日（水）

【方 法】 オンライン開催

【出 席】 作業部会員（以下１０名）

石丸 靖子（NPO 法人さいたまユースサポートネット）

尾崎 彰哉（埼玉県福祉部少子政策課）

坂本 仁志（埼玉県児童福祉施設協議会）

佐藤 啓子（公益財団法人埼玉県看護協会）

東海林 尚文（一般社団法人埼玉県子ども食堂ネットワーク）

塚越 優子（全国認定こども園協会）

羽澤 憲治（埼玉県学童保育連絡協議会）

福田 由美子（埼玉県家庭教育振興協議会）

本田 尚美（埼玉県ひとり親福祉連合会）

横田 蒼 （立教大学 コミュニティ福祉学部）

（事務局）埼玉県福祉部少子政策課

【議題】「埼玉県こども計画（仮称）」位置付け、骨子案について

【各委員からの主な意見と事務局からの応答】

○埼玉県こども計画（仮称）については、現行の「埼玉県子育て応援行動計画」と「埼玉県青少年健全育成・支援プラン」の内容を合体したものの対して、こども大綱の内容を勘案して策定していくという認識で合っているか。

→その認識で問題ない。

○計画策定するに当たって「埼玉県子育て応援行動計画」と「埼玉県青少年健全育成・支援プラン」を合体することのメリット、デメリットはなにか。

→メリットは、１つの計画にまとまることにより重複感がなくなり、一気通貫で分かりやすくなり、県民に対しても分かりやすく提示できるようになることである。デメリットは、合体することで内容が抜け落ちる心配があることだが、そうしたことがないようしっかり

と計画の案を作っていきたい。

○他県の都道府県こども計画策定状況はどうか。

→こども基本法が施行されたことにより、こどもの計画と若者の計画を一体化できるということが、法律上明文化された。近県に確認した中で、これから策定するこども計画に関しては基本的には合体して作る人が多いように感じている。

○「こども」の表記はどうなっているのか。

→国の法律や計画等の固有名詞については継続してその固有名詞である表記の仕方をを用いる。それ以外でこどもと表記する場合、県の福祉部内で使う文章等については、全てひらがなで「こども」と使う方針である。そのため、計画策定についてはひらがなで表記を統一していきたいと考えている。

埼玉県児童福祉審議会 児童養護部会 審議結果報告

1 里親の認定に関する審議

(1) 開催及び審議状況

(単位：世帯)

年度	回	開催 年月日	諮問 件数	答 申			
				適当	不適当	保留	計
令和5年度	第6回	R6. 2. 6	3	3	0	0	3
令和5年度	第7回	R6. 3. 22	15	15	0	0	15
計			18	18	0	0	18

(2) 認定・登録里親の状況

ア 種類別

(単位：世帯)

養育里親		養育里親＋ 養子縁組里親	養子縁組 里親	親族里親	計
	うち専門里親				
3	0	15	0	0	18

イ 職業別

(単位：人)

	会社員	自営業 会社役員	公務員	非正規就労	無職	その他	計
里父	9	5	2	0	0	1	17
里母	5	1	1	5	4	1	17
計	14	6	3	5	4	2	34

ウ 年齢別

(単位：人)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	計
里父	0	3	10	3	1	0	17
里母	0	0	14	2	1	0	17
計	0	3	24	5	2	0	34

2 児童相談所の採る措置に関する審議

単位：件)

年度	回	開催 年月日	諮問 件数	答 申			
				適当	不適当	保留	計
令和5年度	第6回	R6. 2. 6	4	4	0	0	4
令和5年度	第7回	R6. 3. 22	2	2	0	0	2
計			6	6	0	0	6

3 被措置児童等虐待事案の報告

(単位：件)

虐待該当	非該当	計
4	0	4

埼玉県児童福祉審議会 意見聴取部会所属委員（案）

（令和 6 年 5 月 8 日～令和 7 年 5 月 2 6 日）

氏 名	所属等
川澄 馨子	埼玉弁護士会
田口 伸	公益社団法人 埼玉県社会福祉士会 事務局長
寺園 さおり	埼玉大学准教授
福田 由美子	埼玉県家庭教育振興協議会 理事
本田 尚美	埼玉県ひとり親福祉連合会 常務理事兼事務局長

（敬称略、5 0 音順）

埼玉県児童福祉審議会 認可部会 審議結果報告

保育所及び幼保連携型認定こども園の認可に関する審議

1 開催及び審議状況

(単位：施設)

年度	回	開催 年月日	諮問	答 申			
				適当	不適當	保留	計
3 年 度	第 1 回	書面開催	6	6	0	0	6
	第 2 回	書面開催	6	6	0	0	6
4 年 度	第 1 回	書面開催	1 5	1 5	0	0	1 5
	第 2 回	書面開催	4	4	0	0	4
5 年 度	第 1 回	5. 5. 18	6	6	0	0	6
	第 2 回	6. 1. 30	2	2	0	0	0
計			3 9	3 9	0	0	3 9

2 施設類型別内訳

(単位：施設)

年度	保育所	幼保連携型 認定こども園	計
3 年 度	6	6	1 2
4 年 度	1 3	6	1 9
5 年 度	5	3	8
計	2 4	1 5	3 9

埼玉県児童福祉審議会認可部会審議結果報告 補足資料

1 設置根拠

埼玉県児童福祉審議会規則第7条第1項

2 委員数

5名（児童福祉審議会委員長が指名します。）

任期は、令和5年5月27日から令和7年5月26日までの2年間。

3 令和6年度第1回児童福祉審議会における認可部会報告

認可部会は、例年5月と2月の年に2回開催しています。令和3年度から令和5年度の6回についてご報告いたします。

4 主な審議・報告事項

認可部会では、保育所、幼保連携型認定こども園の認可等に関する事項について審議、検討が行われることから、非公開で行っております。

（1）保育所及び幼保連携型認定こども園の認可に関する審議について

知事は、保育所及び幼保連携型認定こども園の設置の認可をするときは、児童福祉審議会の意見を聴くこととされています。（児童福祉法第35条第6項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項）

ア 開催及び審議状況について

○令和4年度までは、新型コロナウイルス感染拡大のため、書面開催といたしました。

○令和3年度は、第1回部会で6施設、第2回で6施設の合計12施設について御審議いただきました。

○令和4年度は、第1回部会で15施設、第2回部会で4施設の合計19施設について御審議いただきました。

○令和5年度は、第1回部会で6施設、第2回部会で2施設の合計8施設について御審議いただきました。

○令和3年度から令和5年度まで、39施設について、認可は適当であるとの答申をいただきました。

イ 施設類型別内訳

施設類型別については、保育所は令和3年度が6施設、令和4年度で13施設、令和5年度で5施設の合計24施設となっております。

幼保連携型認定こども園については、令和3年度で6施設、令和4年度で6施設、令和5年度で3施設の合計15施設となっております。

5 開催回数

令和6年度は、第1回（令和6年6月）及び第2回（令和7年2月）、実地又はリモート等による開催を予定しております。